

不良債権の現状

景気の低迷が長期化し、国内外の経済環境が不透明感を強めている現況下、「金融再生プログラム」にもあるとおり、三井住友銀行は平成16年度での不良債権比率の半減を達成すべく、バランスシートのクリーンアップに注力しています。今後も喫緊の経営課題として、取引先の再建や事業再編に集中的に取り組むため平成14年12月に発足した「戦略金融部門」を中心とし、さまざまな企業再生ノウハウや各種専門スキルを駆使し、さらにバランスシートのクリーンアップを加速させていきます。

自己査定と償却・引当について

1. 自己査定について

三井住友銀行は、金融庁の金融検査マニュアルおよび日本公認会計士協会の実務指針等を踏まえた自己査定基準に基づき、年2回厳格な自己査定を行っています。この自己査定手続きは、与信先の債務履行の確実性を示す指標である債務者格付の下位格付決定プロセスとして位置付けており、自己査定の債務者区分と格付体系は整合させています（債務者格付については27ページ参照）。

資産の健全性を確保し、適正な償却・引当を行うための準備作業である自己査定は、保有する資産を個別に検討してその安全性・確実性を判定するものです。具体的には、各取引先の状況に応じて「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の5つの債務者区分に分け、さら

に各取引先の担保・保証条件等を勘案して、債権回収の危険性または価値毀損の危険性の度合いに応じて～の区分に分類しています。また、三井住友フィナンシャルグループ全体のリスク管理を強化する観点から、連結対象各社においても、原則として三井住友銀行と同様に自己査定を実施しています。

債務者区分定義

正常先	業況良好かつ財務内容に特段の問題がないと認められる債務者
要注意先	今後の管理に注意を要する債務者
破綻懸念先	今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

分類定義

I分類 (非分類)	回収の危険性または価値の毀損の危険性に問題がない資産
II分類	回収について通常の数回を超えて危険を含むと認められる債権等の資産
III分類	最終的な回収可能性または価値について重大な懸念があり、損失の発生の可能性が高い資産
IV分類	回収不能または無価値と判定される資産

2. 償却・引当について

償却とは、債権が回収不能となった場合、または債権が回収不能と見込まれる場合に、その債権について会計上損失処理を行うことです。償却には、回収不能額をバランスシートの資産項目から引落とし損失処理を行う「直接償却」と回収不能見込額を負債項目の貸倒引当金に計上すること

により損失処理を行う「間接償却」があり、この間接償却のことを一般的に引当処理とっています。

三井住友銀行は自己査定に基づいて決定された債務者区分ごとに償却・引当基準を定めており、その手続の概要は下記のとおりとなっています。

償却・引当基準	
正常先	格付ごとに過去の倒産確率に基づき今後1年間の予想損失額を一般貸倒引当金(注1)に計上
要注意先	貸倒リスクに応じてグループ分け*を行い、グループごとに過去の倒産確率に基づき将来の予想損失額を一般貸倒引当金(注1)に計上 *グループ分けは、「要管理先債権」と「その他の要注意先」に区分し、後者をさらに財務内容や与信状況等を勘案して細分化。また、大口要管理先でDCF法的手法も導入。
破綻懸念先	個々の債務者ごとに分類されたIII分類(担保・保証等により回収が見込まれる部分以外)のうち必要額を算定し個別貸倒引当金(注2)を計上
破綻先・実質破綻先	個々の債務者ごとに分類されたIV分類(回収不能または無価値と判定される部分)の全額を原則貸倒償却し、III分類の全額について個別貸倒引当金(注2)を計上
(注1)一般貸倒引当金	貸金等債権を個別に特定せず、貸出債権一般に内在する回収不能リスクに対する引当を行うもの
(注2)個別貸倒引当金	その全部または一部につき回収の見込みがないと認められる債権(個別に評価する債権)に対する引当を行うもの

三井住友銀行は平成15年3月期より大口の要管理先を主体として、ディスカウント・キャッシュフロー(DCF=割引現在価値)法的手法を採用しております。DCF法とは、債権の元本の回収および利息の受け取りにかかるキャッシュフローを合理的に見積もることができる債権について、「当該キャッシュフローを当初の約定利率、または取得当初の実効利率で割り引いた金額」と「債権の帳簿価

格」との差額を貸倒引当金とする方法のことをいいます。このDCF法的手法の採用により、平成15年3月期の要管理先の非保全額に対する引当率は上昇し、将来の資産劣化リスクに対し十分な備えとなる水準となっています。

また、三井住友フィナンシャルグループ全体のリスク管理を強化する観点から、連結対象会社においても原則として三井住友銀行と同様な償却・引当基準を採用しています。

・不良債権処理額について

不良債権処理額はクレジットコストともいいますが、これは引当処理の場合は貸倒引当金の追加繰入額、最終処理の場合は回収不能額から既引当済みの金額を差し引いたものになります。決算書の損益計算書上は、臨時損益となります。

平成14年度の不良債権処理額は下表のとおりとなっています。

平成15年3月期の処理実績(三井住友銀行単体)

(単位：億円)

不良債権処理額	8,364
貸出金償却	2,844
個別貸倒引当金繰入額	3,754
債権売却損失引当金繰入額	152
共同債権買取機構売却損	164
延滞債権売却損等	1,489
特定海外債権引当勘定繰入額	39
一般貸倒引当金繰入額(注)	2,381
合計(貸倒償却引当費用)	10,745
貸倒引当金残高	20,748
部分直接償却(直接減額)実施額	9,540

(注)業務純益に計上しているベース。

平成15年3月期の処理実績(三井住友フィナンシャルグループ連結)

(単位：億円)

貸倒償却引当費用(連結損益計算書ベース)	12,009
貸倒引当金残高	22,435
部分直接償却(直接減額)実施額	13,245

引当金残高

(単位：億円)

	三井住友銀行単体	三井住友フィナンシャルグループ連結
貸倒引当金 合計	20,748	22,435
一般貸倒引当金	11,132	11,739
個別貸倒引当金	9,500	10,580
特定海外債権引当勘定	116	116

平成14年度は、債務者区分の劣化およびオフバランス化促進に伴う費用に加えて、金融再生プログラム等の趣旨を踏まえ大口先のDCF法適用を含めた引当率の引き上げ、大口債務者支援に向けての手当てなど対応強化を図っ

たことにより、結果として三井住友銀行単体で1兆745億円の不良債権処理額を計上することとなりました。

今後の不良債権処理額については、不良債権の抜本的処理の進展により減少する見通しです。

・不良債権の開示とオフバランス化の進捗について

1. 不良債権開示の概念について

不良債権とは、銀行が保有する貸出金等の債権のうち、元本または利息の回収に懸念があるものを指します。不良債権の開示に当たっては、銀行法に基づくもの（リスク管理債権）と金融機能の再生のための緊急措置に関する法律

に基づくもの（金融再生法開示債権）があり、自己査定に基づいて決定された債務者区分にしたがって開示区分が決定されます。金融再生法の開示区分概要およびリスク管理債権と金融再生法開示債権の相違点は下表のようになっています。

開示債権の区分の概要	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	自己査定において破綻先および実質破綻先として区分された債務者に対する債権額のうち、回収不能または無価値と判定された部分(Ⅳ分類額)を直接償却した残額です。このうち、Ⅲ分類額については全額引当をしていますので、これを除いた部分は、担保・保証等により回収が可能な債権となります。
危険債権	自己査定において破綻懸念先として区分された債務者に対する債権額です。担保・保証等により回収が見込まれる部分以外をⅢ分類とし、個別に必要な金額について個別貸倒引当金を計上しています。
要管理債権	自己査定における要注意先債権の一部で、3カ月以上延滞の状態にあるか、もしくは貸出条件の緩和を行っている債権です。
正常債権	期末時点の貸出金、貸付有価証券、外国為替、未收利息、仮払金および支払承諾見返の合計額のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」および「要管理債権」に該当しない債権に相当します。

金融再生法に基づく開示債権とリスク管理債権の関係について

自己査定における債務者区分	金融再生法に基づく開示債権		リスク管理債権	
	貸出金	その他の債権	貸出金	その他の債権
破綻先	破産更生債権及びこれらに準ずる債権		破綻先債権	C
実質破綻先			延滞債権	
破綻懸念先	危険債権	3カ月以上延滞債権		
要注意先	要管理債権	貸出条件緩和債権		
	(正常債権)			
正常先				

A - B = C

2. 不良債権開示額実績について

平成15年3月末の金融再生法開示債権とリスク管理債権は次頁のようになっています。オフバランス化に注力し、売却等により最終処理が進展したこと、再建・再編処理で債務者区分を上方遷移した先があったことから三井住友銀行単体としては危険債権が平成14年度3月期末比

8,528億円減少した一方、破綻懸念先以下の先柄で再建・再編処理により要管理先となったものがあること等により、要管理債権が平成14年度3月期末比1,672億円増加しました。結果として不良債権開示残高としては6,590億円減少しました。

金融再生法に基づく開示債権

(単位: 億円)

	三井住友銀行単体	平成14年3月末比	三井住友フィナンシャルグループ連結
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,249	+266	6,560
危険債権	21,295	8,528	23,402
要管理債権	26,069	+1,672	28,576
小計	52,613	6,590	58,538
正常債権	573,134	36,009	593,305
合計	625,747	42,599	651,843
部分直接償却(直接減額)実施額	9,540		13,245

リスク管理債権

(単位: 億円)

	三井住友銀行単体	平成14年3月末比	三井住友フィナンシャルグループ連結
破綻先債権	1,724	247	2,014
延滞債権	23,902	8,095	27,102
3カ月以上延滞債権	1,147	+221	1,303
貸出条件緩和債権	24,922	+1,450	27,288
合計	51,695	6,671	57,707
部分直接償却(直接減額)実施額	9,255		12,734

自己査定、開示および償却・引当との関係(三井住友銀行単体)

(単位: 億円)

自己査定の債務者区分	金融再生法に基づく開示債権	自己査定における分類区分				引当金残高	引当率
		非分類	II分類	III分類	IV分類		
破綻先	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 5,249(イ)	担保・保証等により回収可能部分 5,078(イ)	全額引当 171	全額償却(注1)	個別貸倒引当金 238(注2)	100%(注3)	
実質破綻先							
破綻懸念先	危険債権 21,295(ロ)	担保・保証等により回収可能部分 9,594(ロ)	必要額を引当 11,701		9,262(注2)	79.2%(注3)	
要注意先	要管理債権 26,069(ハ) (要管理先債権)	要管理債権中の保全部分 10,784(ハ)			一般貸倒引当金 11,132	33.7%(注3)	
	正常債権 573,134	要管理先債権以外の要注意先債権				6.0%[12.8%](注4)	21.4%(注3)
正常先		正常先債権				0.2%(注4)	
					特定海外債権引当勘定 116		
	総計 625,747(イ)	不良債権比率(A/) 8.4%	貸倒引当金計		20,748		
	A = + + 52,613		B 個別貸倒引当金+要管理債権に対する一般貸倒引当金 14,909			引当率(注5) (B/D) 54.9%	
		C 担保・保証等により回収可能部分(イ+ロ+ハ) 25,456	D 左記以外(A-C) 27,157				
		保全率((B+C)/A)				76.7%	

(注1) 部分直接償却(直接減額)9,540億円を含みます。

(注2) 金融再生法開示対象外のオンバランス・オフバランス資産に対する引当が一部含まれています。

(破綻先・実質破綻先67億円、破綻懸念先92億円)

(注3) 「破綻先」、「実質破綻先」、「破綻懸念先」、「要管理先債権」および「要注意先債権(要管理先債権を含む)」は、担保・保証等により回収可能部分の金額を除いた残額に対する引当率を示しています。

(注4) 「正常先債権」および「要管理先債権以外の要注意先債権」は、債権額に対する引当率を示しています。

ただし、「要管理先債権以外の要注意先債権」について、[]内に、担保・保証等により回収可能部分の金額を除いた残額に対する引当率を示しています。

(注5) 担保・保証等により回収可能部分の金額を除いた額に対する引当率を示しています。

3. オフバランス化の進捗状況について

不良債権のオフバランス化とは不良債権の最終処理ともいい、売却や直接償却等の手続きにより銀行のバランスシートから不良債権を落とすことを指します。

平成13年4月には、政府により金融と産業の一体再生を目標とする緊急経済対策が取りまとめられ、その中の

具体的施策としての「不良債権の抜本的なオフバランス化」において、主要行は破綻懸念先以下の債権に区分されるに至った債権につき、平成13年度以降、既存分は2年以内、新規発生分は3年以内にオフバランス化につながる措置を講ずることを求められています。

オフバランス化の実績（三井住友銀行単体）

	平成13年3月末	平成13年度		平成14年3月末	平成14年度		平成15年3月末
		新規発生額	最終処理額		新規発生額	最終処理額	
破産更生等債権	5,940	1,372	2,330	4,982	1,089	822	5,249
危険債権	19,541	20,844	10,562	29,823	12,933	21,461	21,295
合計	25,481	22,216	12,892	34,805	14,022	22,283	26,544
				増減（ - ）			増減（ - ）
破産更生等債権				958			267
危険債権				10,282			8,528
合計				9,324			8,261

4. 開示債権の地域別構成と業種別構成について

開示債権の地域別構成（三井住友銀行単体）

	金融再生法に基づく開示債権（構成比）	リスク管理債権（構成比）
国内	51,120 (97.2%)	50,458 (97.6%)
海外	1,493 (2.8%)	1,237 (2.4%)
アジア	894 (1.7%)	748 (1.5%)
インドネシア	362 (0.7%)	362 (0.7%)
香港	122 (0.2%)	81 (0.2%)
インド	76 (0.1%)	51 (0.1%)
中国	27 (0.1%)	27 (0.1%)
その他	307 (0.6%)	227 (0.4%)
北米	505 (1.0%)	457 (0.9%)
中南米	78 (0.1%)	16 (0.0%)
西欧	16 (0.0%)	16 (0.0%)
東欧	—	— (0.0%)
国内・海外 合計	52,613 (100.0%)	51,695 (100.0%)

（注）「国内」は国内店（特別国際金融取引勘定を除く）の合計です。「海外」は海外店（特別国際金融取引勘定を含む）の合計です。債務者所在国を基準に集計しています。

開示債権の業種別構成（三井住友銀行単体）

	金融再生法に基づく開示債権（構成比）	リスク管理債権（構成比）
国内	51,120 (100.0%)	50,458 (100.0%)
製造業	2,221 (4.3%)	2,200 (4.3%)
第一次産業	46 (0.1%)	46 (0.1%)
建設業	7,217 (14.1%)	6,888 (13.6%)
運輸、情報通信、公益事業	1,357 (2.7%)	1,348 (2.7%)
卸売・小売業	5,400 (10.6%)	5,336 (10.6%)
金融・保険業	1,681 (3.3%)	1,661 (3.3%)
不動産業	20,576 (40.2%)	20,523 (40.7%)
各種サービス業	9,617 (18.8%)	9,492 (18.8%)
地方公共団体	— (—)	— (—)
その他	3,005 (5.9%)	2,964 (5.9%)
海外	1,493	1,237
政府等	116	116
金融機関	14	14
商工業	1,363	1,107
その他	—	—
国内・海外 合計	52,613	51,695

（注）1. 「国内」は国内店（特別国際金融取引勘定を除く）の合計です。「海外」は海外店（特別国際金融取引勘定を含む）の合計です。
2. 第一次産業は、農業・林業・漁業および鉱業を含みます。